

## ガイドラインの運用状況について(16年2月～16年4月)

2016年5月19日  
スカパーJSAT(株)

### Ⅱ-1-1(1) 役務と提供条件の関係の透明性

- ・ 「徴収した手数料等の使途概要」についての説明につきましては、2016年2月26日の「経営者連絡会」で実施しました。また、スカパー！サービス業務手数料に関しては、3月28日(月)付けで全32社から同意を得ております。

### Ⅱ-1-1(2) 広告宣伝・販売促進の考え方

- ・ 「普及促進業務に関わる計画の事前説明・実施結果の報告及び衛星放送事業者の意見表明のための会議」は、2月26日の「経営者連絡会」として実施しました。
- ・ 普及促進業務に係る意見交換の場である「普及促進委員会」は、2月17日、3月17日、4月21日(親会)、2月12日、3月8日、4月12日(WG)に開催されております。
- ・ 各種施策等についての詳細のご説明は、2月19日、3月25日、4月22日の「事業者連絡会」でも行っております。(「別紙1」参照)

### Ⅱ-1-1(3) マーケティングデータの有効活用

- ・ 適正に運用しております。
- ・ 2月26日の経営者連絡会において視聴動向調査を報告しております。また、3月25日の事業者連絡会においてスカパー！新規登録者調査、非加入意向者調査に関して報告しております。

### Ⅱ-1-1(4) 衛星放送事業者への役務提供開始手続き

- ・ 期間内に役務提供開始手続きに至った案件は発生しておりません。

### Ⅱ-1-1(5) 役務提供停止及び契約解除に係る手続き

- ・ 期間内に、スカパー！プレミアムサービスにおける閉局がありましたが、送信料未払いにより役務提供停止及び契約解除に至った案件は発生しておりません。

### Ⅱ-2-1(1) 当社と資本関係にある衛星事業者・衛星放送事業者との関係における公正性

- ・ ガイドラインを逸脱した公正性に欠ける事案は見受けられないと考えます。

### Ⅱ-2-1(2) パック・セット組成への関与

- ・ 期間内に「韓流セット」の構成チャンネル及び料金変更(3月1日より)がありましたが、適正に運用しております。

#### Ⅱ－２－（３） プラットフォーム事業者に係るソフト事業の透明性

- ・ 自らが放送、または放送事業者に供給するコンテンツの提供などについては、ガイドラインに則り、サービス全体の普及促進と顧客維持（解約防止）を目的として行っております。また 2 月 26 日開催の「経営者連絡会」において、その関連収入と費用の概要、また選定方針に基づいた施策の実施結果を報告しております。

#### Ⅱ－２－（４） その他衛星放送事業者の意思に反して行う行為及び手続き（に関する適正運用）

- ・ 期間内にチャンネル名称の変更、料金の変更、放送事業者の変更がそれぞれ行なわれましたが（詳細については「別紙 2」参照）、ガイドラインに則り適正に運用しております。

#### Ⅱ－３－（１） 社内委員会の設置による適正性の確保

- ・ 本ガイドラインの運用が適正に行われているかをチェックするための「社内委員会」を、2 月 22 日、3 月 28 日、4 月 28 日に開催いたしました（「別紙 3」参照）。

#### その他

- ・ 放送法改正（消費者保護ルール関連）に伴い、プラットフォームガイドラインの改定を予定しております。（別紙 4 参照）
- ・ 2015 年 12 月 8 日付けでプラットフォームガイドライン委員会が受領した申立に関しては、2016 年 2 月 25 日の委員会での審議完了後、当事者間での協議を重ね、現在の契約構造の再確認を行った上で経済条件の合意が得られ、3 月 31 日付にて覚書締結に至っております。（別紙 5 参照）
- ・ 「SONY4K 内蔵モデル MPEG チューナー非搭載」の件について、以前申立のあった A 社に対して報告を行っております。今後に関し、当社製品への搭載の他 IP での展開など、根本的な解決策が無いか引き続き調整を行っております。

以上